型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5742号	船外機（小型船舶用）（操舵機能が内蔵されているもの）	６ＬＨ	ヤマハ発動機株式会社	サイドシールの形状変更
第5743号	〃	６ＬＪ	〃	〃
第5744号	〃	６ＬＫ	〃	〃
第5745号	〃	６ＬＬ	〃	〃
第5746号	〃	６ＬＭ	〃	〃
第5747号	〃	６ＬＮ	〃	〃
第5774号	船外機（小型船舶用）	６ＬＷ	〃	〃
第5775号	〃	６ＬＸ	〃	〃
第5776号	〃	６ＬＹ	〃	〃
第5777号	〃	６ＭＡ	〃	〃
第5778号	〃	６ＭＢ	〃	〃

○国土交通省告示第八百八十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二の十二第一項の規定に基づき、令和七年八月二十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第一条の二の十五第二号の規定に基づき、公示する。

令和七年九月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	設備の名称	設備の型式	製造者の名称	型式の変更の内容
第36号	BalClor Smart Ballast Water Management System	BCS	SunRui Marine Environment Engineering Co., Ltd.	最小保持時間の短縮

○国土交通省告示第八百八十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

花房川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県妙高市大字花房

字南山　五〇七番四　一号

五〇七番三　二号から四号まで

五〇七番一　五号

字崩レ　五〇一番一　六号

四六八番二　七号及び八号

四六八番一　九号

四六六番　十号から十四号まで

○国土交通省告示第八百八十三号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の九の規定により、同規則第七条の六第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第七条の十八第二号の規定により、公示する。

令和七年九月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

(一)　(登録基礎ぐい工事試験)

登録番号　一

(二)　登録技術試験実施機関の氏名又は名称

一般社団法人　日本基礎建設協会

一般社団法人　コンクリートパイル・ポール協会

一般社団法人　鋼管杭・鋼矢板技術協会

(三)　登録技術試験実施機関の変更後の代表者の氏名

一般社団法人　日本基礎建設協会　脇　雅史

一般社団法人　コンクリートパイル・ポール協会　塚本　博

一般社団法人　鋼管杭・鋼矢板技術協会　中野　正則

○防衛省告示第二百十四号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和七年九月十二日

防衛大臣　中谷　元

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域（東京都新島村地先）	次の各点を順次に結ぶ線により囲まれる区域内の海面 (1)　北緯三四度二〇分四〇秒　東経一三九度二〇分五〇秒 (2)　北緯三四度〇七分三五秒　東経一三九度二二分三〇秒 (3)　北緯三四度〇七分三〇秒　東経一三九度二一分四四秒 (4)　北緯三四度〇六分四八秒　東経一三九度一三分二九秒 (5)　北緯三四度一四分一二秒　東経一三九度一四分四九秒 (6)　北緯三四度二〇分一八秒　東経一三九度一五分一三秒 (7)　北緯三四度二〇分二四秒　東経一三九度一六分五四秒	令和七年九月二十九日から同年十一月五日までの間、毎日午前六時三十分から午後五時まで	全ての漁船の操業の禁止

○関東地方整備局告示第百九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百六十八号　茨城県猿島郡五霞町ごかみらい四〇番から同郡境町大字長井戸字中坪一四二二番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月十三日

○関東地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十一号　成田市山之作字仲谷津一〇九番一から同市山之作字仲谷津五七番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月十二日

○四国地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号